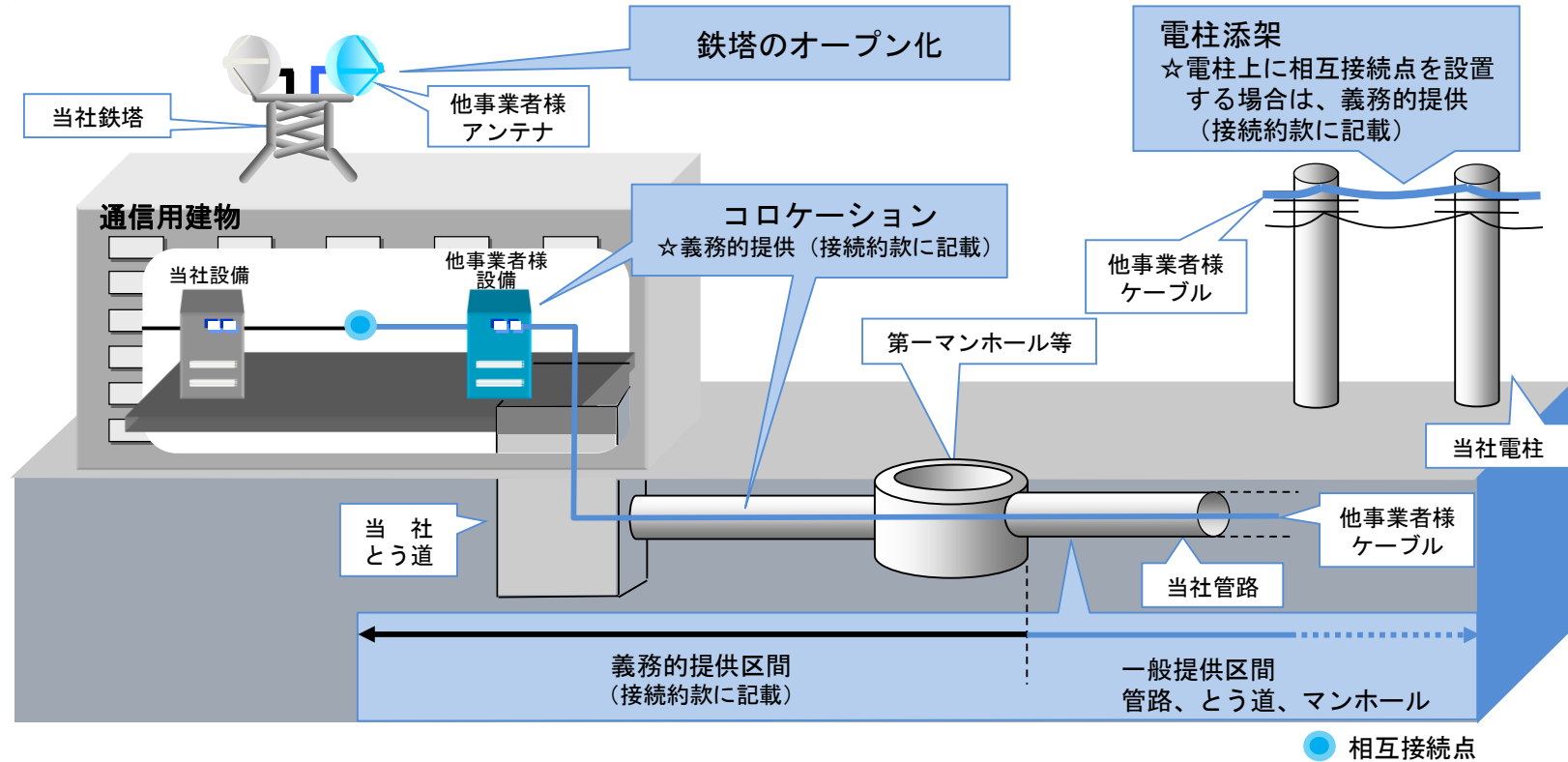


第6章

管路・電柱等

I 当社電気通信設備の賃貸について

当社では、他事業者様からのご要望に応じて、接続約款に記載し、義務的に提供している設備以外についても空きがある場合にはご利用いただいております。このうち一般提供区間の電柱、管路等につきましては、ご利用手順及び提供条件等を公表※しています。



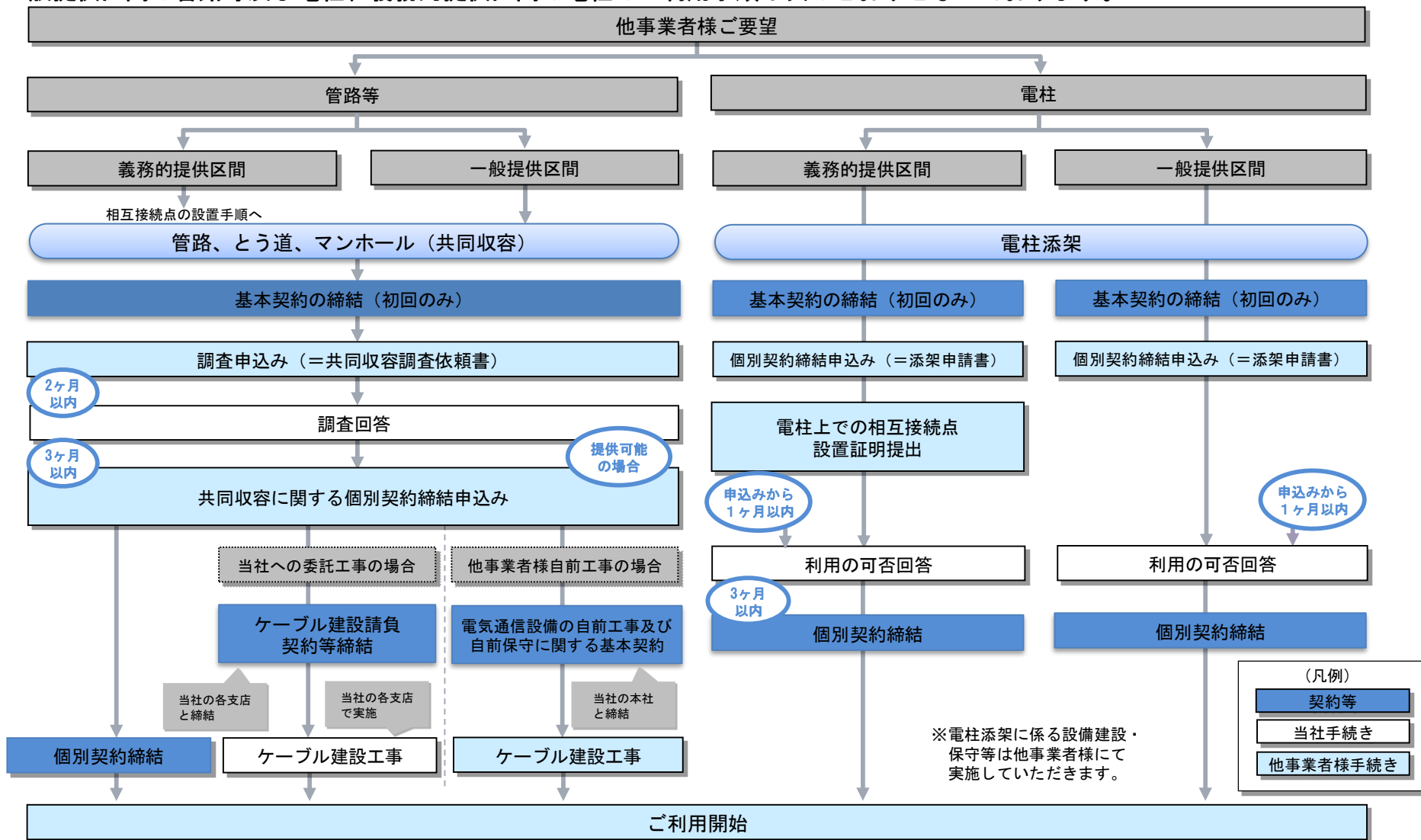
当社では、当社が所有する電柱・管路等の利用について、従来から相互接続に必要不可欠な区間（以下「義務的区間」）の提供条件を接続約款に定めるとともに、「義務的区間」以外の区間（以下「一般区間」）についても、NTT再編成前の平成11年3月26日に公表した「管路等の利用申込み及び契約条件等について」に基づき、使用予定がない場合には公平かつ内外無差別に電柱・管路等を提供してきました。

平成13年4月に、総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下ガイドライン）が施行されたことに伴い、従来から公表してきた内容について一層の充実を図り、新たにガイドラインに準拠した標準実施要領を同年4月に公表いたしました。その後も更にご利用いただきやすい提供条件について検討し、標準実施要領の改訂を行っております。

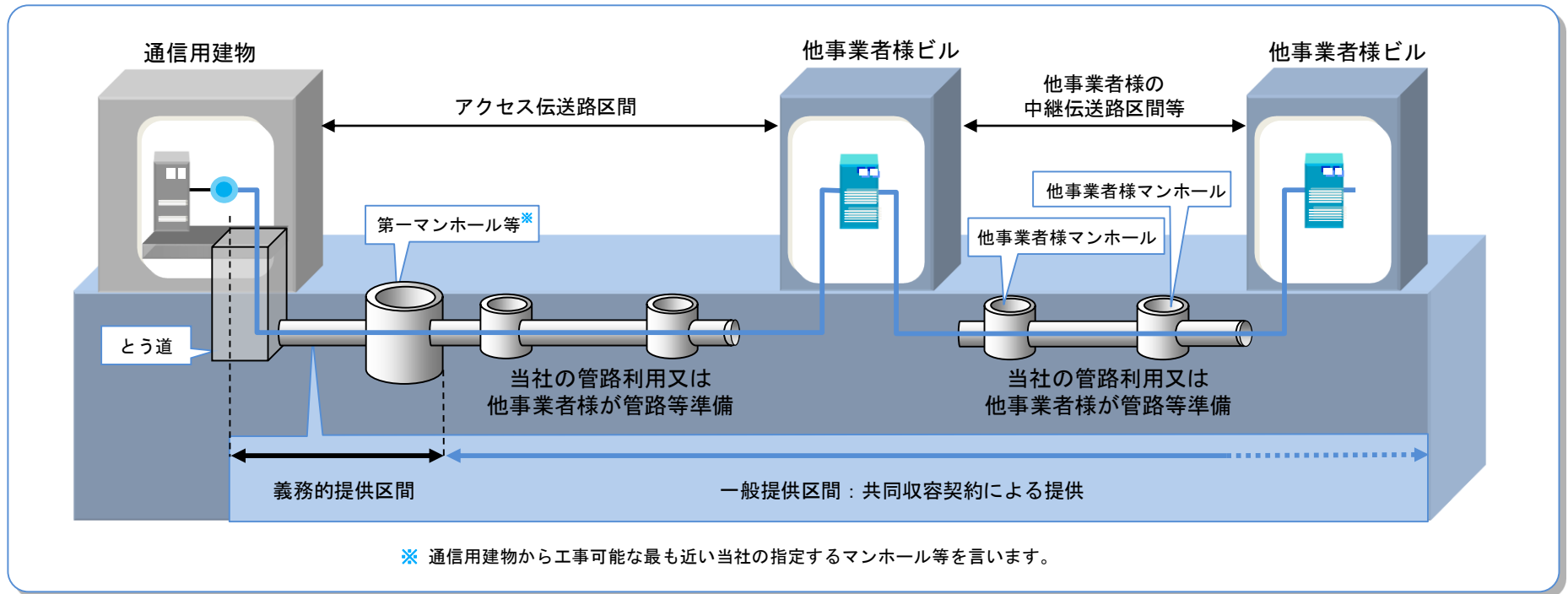
※「電柱・管路・鉄塔等の利用申込み及び契約条件等について」（標準実施要領）の最新版はホームページをご覧ください。<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/kanro/>

Ⅱ 当社の管路、電柱等のご利用手順

一般提供区間の管路等及び電柱、義務的提供区間の電柱のご利用手順は次のとおりとなっております。



Ⅲ-1 当社管路等のご利用について①



解説

共同収容対象設備

1. 地下管路
2. 地下管路と接続されたマンホール等
3. とう道（法による共同溝等を含む）なお、企業者間共同溝は、関係する企業全ての同意がある場合のみ、共同収容対象設備とさせていただきます。

共同収容対象事業者

◇認定電気通信事業者様

なお、認定電気通信事業者様以外で道路法第35条により、道路占用が許可される他事業者様等は、別途当社各支店にご相談ください。

Ⅲ-1 当社管路等のご利用について②

共同収容による提供

当社は各関係法令に基づき、共同収容を行っております。
ご利用の条件を満足した場合は、契約締結後当社の設備をご利用いただけます。

他事業者様による敷設工事

他事業者様のケーブル敷設工事につきましては、当社で工事を実施する委託工事
と、他事業者様が自ら実施する自前工事の何れかをお選びいただくことが可能です。

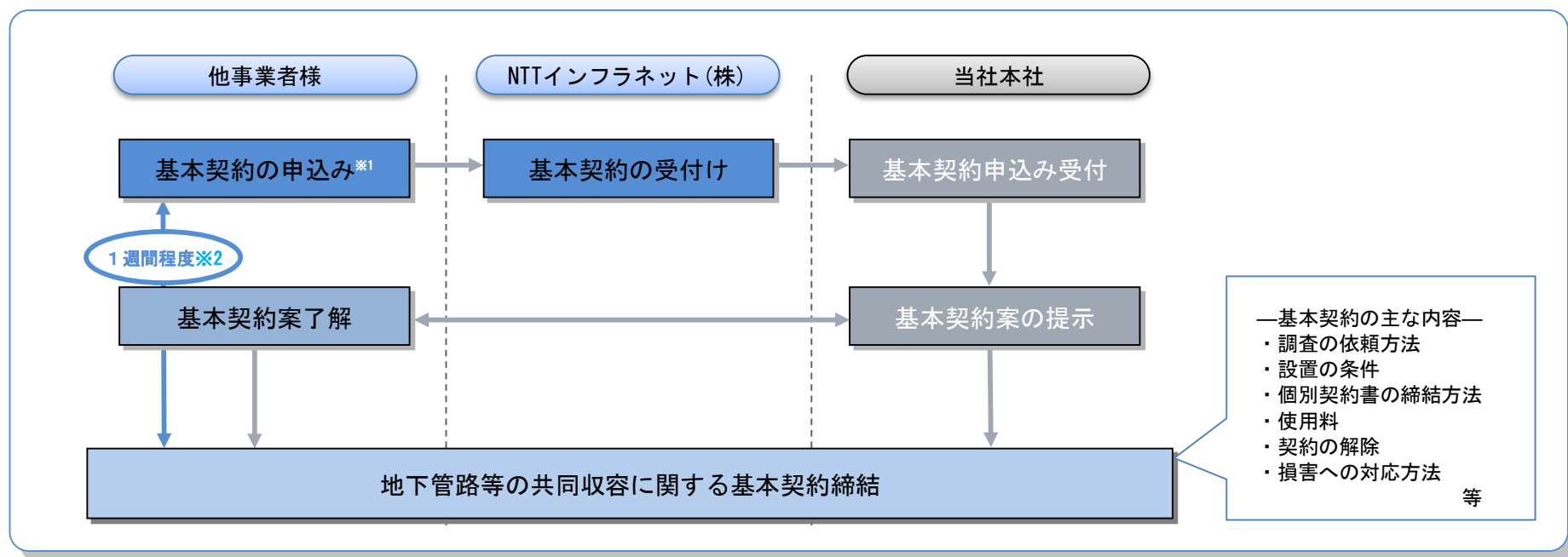
Ⅲ-2 当社管路等のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社をご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する管路等に現に空きがない場合
- 希望する管路等を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合
- 希望する管路等に改修又は移転計画がある場合
- 当社の技術基準に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

Ⅲ－3－① 当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）

共同収容設備使用申込み時の協議期間を短縮するために、初回お申込みの際に「地下管路等の共同収容に関する基本契約」を当社の本社と締結していただきます。



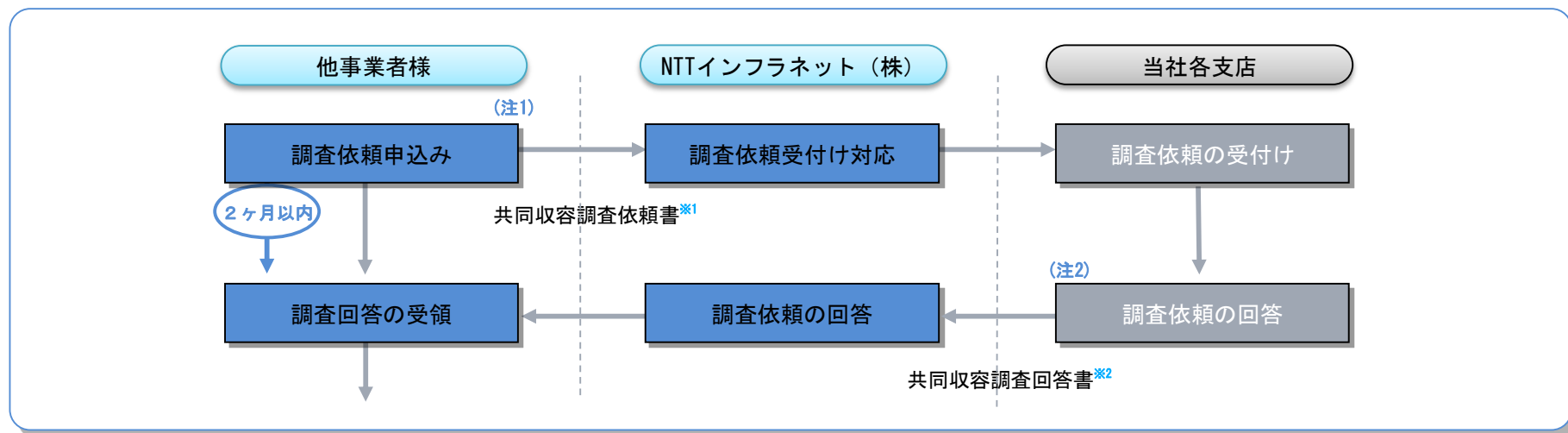
解 説

- ※1 基本契約申込みで準備していただきたい資料
- ・ 他事業者様の会社概要（会社規模の判る物）
 - ・ 基本契約の締結者名（会社代表者等）
 - ・ 設置を予定されているケーブルの仕様が判る物（外径・心線数含む）
 - ・ ご希望の管路等区間の判る物（住宅地図等に明示願います）
 - ・ 連絡窓口（連絡者名、連絡先、アドレス等）
- 上記の物を準備し、お申込み願います。

- ※2 基本契約案に変更がない場合

Ⅲ－3－② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）

個別のご利用に関するお申込みは、調査依頼書により開始し、当社は受付後2ヶ月以内に利用の可否等について回答いたします。



解説

※1 共同収容調査依頼書

- ① ご希望の管路等区間（地図での明示も併せてお願いします）
 - ② 設置を予定されている他事業者様設備の概要（ケーブル外径・心線数等）
 - ③ ご希望の利用開始時期と期間
 - ④ ハーフダクト方式の希望の有無
 - ⑤ その他調査の際に考慮が必要な事項
- * 調査依頼書の記載にあたっては予め当社窓口のNTTインフラネット（株）へご相談ください。

※2 共同収容調査回答書

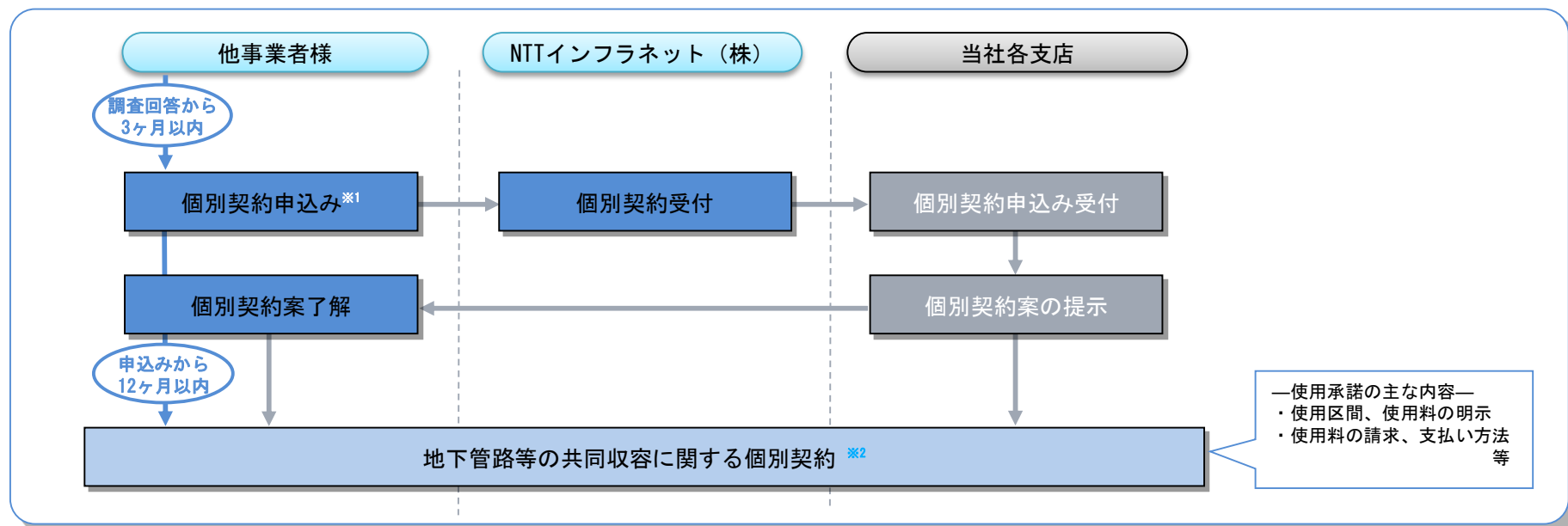
- ご希望の管路等の利用が可能か否かを回答します。利用可能な場合には、ルートや概算費用等を提示いたします。
- * 調査の結果、利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
 - * ご利用の如何にかかわらず、調査にかかわる費用を別途いただきます。
 - * 調査は机上にて実施し、回答させていただきます。

(注1) 別添1 地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）

(注2) 別添2 地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）

Ⅲ－3－③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）

提供可能の管路等を実際に利用される場合には、調査回答から3ヶ月以内に「地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）」を行っていただき、当社から使用申込みを承諾します。12ヶ月以内に使用を開始していただきます。



解説

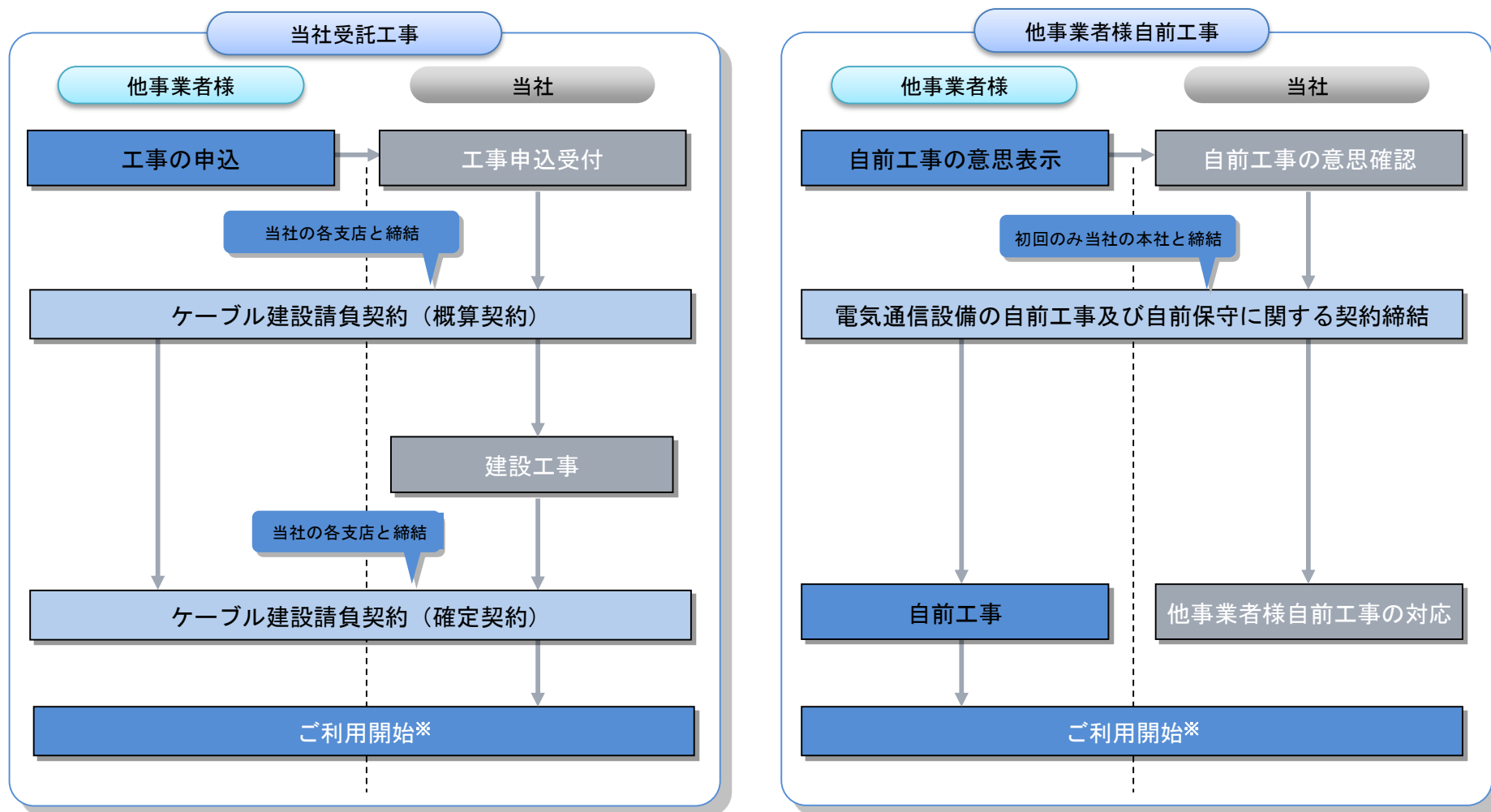
※1 個別契約申込み

- ① 調査回答から3ヶ月以内にお申込みされない場合は、ご契約の意思がないものとして当該回答は失効します。
- ② 個別契約の申込み後、他事業者様の都合により、12ヶ月を過ぎても契約が締結できなかった場合は、12ヶ月分相当の使用料を違約金としてお支払いいただきます。またお申込みは失効します。
12ヶ月経過前に他事業者様の都合により契約が締結できない事由が生じた場合は、経過期間分の使用料相当額をお支払いいただきます。申込み撤回の場合も同様とします。
※調査回答から3ヶ月以降にご利用を希望される場合は、再度調査依頼から実施をお願いいたします。
- ③ 別添3 地下管路等の共同収容に関する個別契約の申込みについて（依頼）（様式N-15）

※2 地下管路等の共同収容に関する個別契約

- ① 個別契約は共同収容区間毎に締結します。
- ② 個別契約の開始時期は、他事業者様のケーブル入線工事の着工日からといたします。

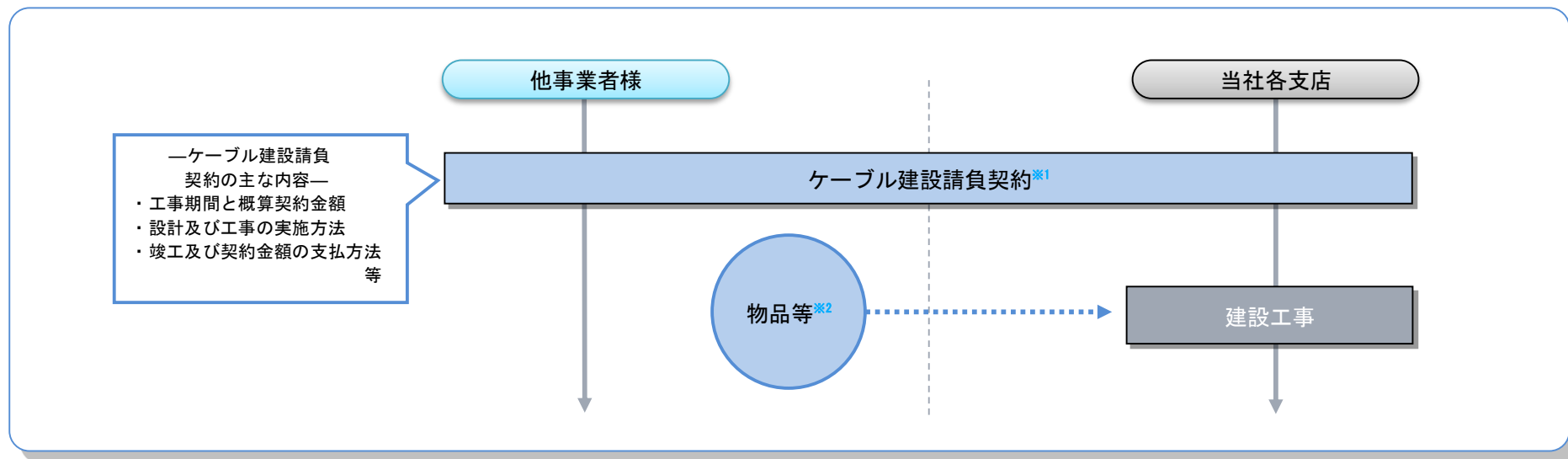
(参考) 当社管路等のご利用に関する工事实施のフロー



※ご利用開始に当たりましては保守契約が必要となります。保守契約には他事業者様が自ら行う形態及び当社に委託して行う形態があり、他事業者様にお選びいただきます。詳細については別途ご相談いたします。

Ⅲ－３－④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の設置及び保守に伴う契約を締結します。



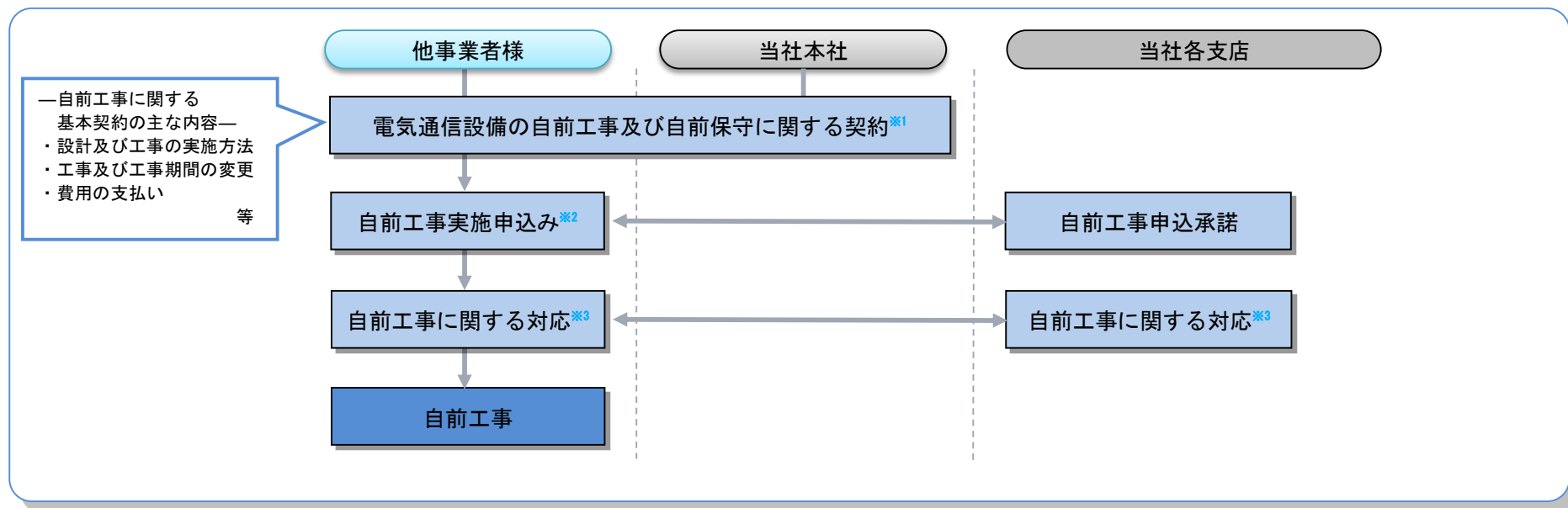
解説

※1 当社各支店と締結していただきます。

※2 建設工事に先立ちまして、他事業者様より工事に必要な物品等をお渡し願います。

Ⅲ－３－⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の自前工事に関する契約を締結します。



解説

- ※1 初回のみ当社の本社と締結します。
- ※2 工事個々に自前工事の申込みを、当社の各支店と行います。
- ※3 工事個々に自前工事の対応を、当社の各支店と行います。

(参考) 管路等に関する当社の技術基準 1/2

管路等に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

1. 収容ケーブル構造について

(1) 管路

- ①標準内径75mmの区間は、ケーブル標準外径60mm以下とします。
- ②管路内径50mmの区間は、ケーブル標準外径35mm以下とします。

(2) 管路以外

難燃ケーブルを使用することとします。

2. ハーフダクト方式について

(1) ケーブルが収容されていない管路または既設ケーブルがインナーパイプに収容されている管路の場合

- ① ケーブル標準外径24mm以下のケーブルに対して適用します。
- ② 管路の場合は、標準内径75mmの管路の中に当社仕様の標準内径30mm以下のインナーパイプを敷設し、その中に①のケーブルを収容することとします。
- ③ 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

(2) 既設ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路の場合

① 既設ケーブルの所有者が当社の場合

- (ア) 当社の管路に空きが無く、且つ上記(1)による共同収容が可能な管路も無い区間であることとします。
- (イ) 当社の管路が標準内径75mmであって、その中に収容されている当社既存ケーブルが標準外径36mm以下であることとします。
- (ウ) 施工にあたり、当社仕様の標準内径30mm以下のインナーパイプを敷設張力980N以下で敷設し、その中に収容するケーブルは標準外径24mm以下とすることとします。また、当社による立会い又は当社が工事受託する等、当社の管理・監督のもとで実施することとします。
- (エ) 個別の管路の設備状態によっては、既存設備を傷つける等、既存設備の安全性を確保できない場合があるため、上記(ア)～(ウ)の条件を満たしていても、共同収容が困難な場合があります。
- (オ) 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

② 既設ケーブルの所有者が他事業者様の場合

既設ケーブルを所有する他事業者様が定める条件に従って共同収容を実施することとします。

(参考) 管路等に関する当社の技術基準 2/2

3. ケーブル接続部（クロージャー等）の構造について

- (1) マンホール等の内部作業スペースを侵さない構造とします。
- (2) クロージャー等のサイズは概ね外径25cm以下、長さ70cm以下とします。
マンホール種別、既収容ケーブル状況等により、個々の設備において制限値が異なるため、上記条件の適用が不可能な場合は個別に協議させていただきます。

4. その他

管路の設置環境等により、ケーブル移動防止措置、凍結障害防止措置、誘導対策措置等が必要な区間については、個別に協議させていただきます。

また、上記1～3項の詳細及びケーブル測定器の接続性、その他の条件・基準について、個別に協議させていただきます。

Ⅲ-4 当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内

管路等の取扱い窓口については、利便性・公正性の確保及び業務集約の観点から、グループ会社として設立した「NTTインフラネット」といたします。

区 分	当社窓口	所在地・電話番号等
受 付	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 (ルートデザイン室)	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-8-1 ネクストサイト東日本橋ビル 3F TEL03-6381-6451
基本契約締結等	東日本電信電話株式会社 (相互接続推進部 接続営業部門)	〒163-8019 東京都新宿区西新宿3-19-2 TEL 03-5359-4125
個別契約締結及び 工事受付 等	東日本電信電話株式会社	各支店

●当社管路等のご利用に関するリンク

<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/index-e.html>

(別添1、2)

別添 1

①
東日本電信電話株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇第0000号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

②
〒000-0000
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇00-0-00
〇〇〇株式会社
〇〇支店
〇〇〇印

地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）

下記のとおり地下管路等の共同収容調査を依頼いたします。

記

1. 地下管路等の共同収容調査区間
③国道〇号線
〇〇〇交差点 ～ 〇〇〇交差点
[④] [⑤]
2. ケーブル心線数と外径
〇〇〇心・外径〇〇mm
3. 共同収容開始希望時期
平成〇年〇月〇旬
4. 共同収容希望期間
⑥平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月
5. その他留意事項

- * 可否判断終了区間から随時ご報告をお願いいたします。
なお、調査・ご回答のプライオリティ等については、NTT様窓口と別途協議させていただきます。
- * 弊社希望のルートに共同収容が不可な場合は、近接するルートの検討もお願いいたします。
- * 調査は、机上調査にて実施し、速やかな回答をお願いいたします。
- * 本調査区間につきましては、ハーフダクト方式の採用を前提としておりますので、共同収容の相手方が存在している、もしくは発生した場合にはハーフダクト方式を採用するとして調整を一任致します。
- * 調査始点及び終点においては弊社管路（Φ75mm1条）との接続を希望いたしますので、その可否についても併せて検討願います。
- * その他のマンホールへの弊社管路との接続につきましても、平成〇〇年〇旬までに決定し、提示いたしますので、ご調整のうえ実施願います。
- * 管路等の共同収容に関する基本契約書に基づき実施願います。

6. 調査内容問い合わせ先
⑦担当者 〇〇〇〇
電話・FAX 0000-0000

別添 2

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

東日本電信電話株式会社
〇〇支店長
〇〇 〇〇 印

地下管路等の共同収容調査実施結果について（ご回答）

地下管路等の共同収容調査依頼（〇〇第 00-0000号 H13.10.1）に基づいて調査いたしました結果について、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 調査区間 中央区馬場町 ～ 内本町
2. 該当支店・ビル NTT〇〇支店 〇〇ビル
3. 共同収容可能区間 共同収容可能距離
0,000.0m
とう道 000.0m
管路 000.0m
マンホール 〇個
4. 共同収容使用料 000,000（円/月）
5. 調査費用 0,000,000円（00時間）
(1) 別添調査費用契約書「地下管路等の調査に係る費用契約書」のとおり。
(2) 調査費用契約書については、御社の承認した日付をもって契約締結日とします。
(3) 調査費用の請求は、契約書の締結に基づき請求させていただきます。
6. その他 (1) 本調査は机上を中心に実施したものであることから、今後更に詳細な調査が必要であるときに、結果によっては使用いただけない場合もあります。
(2) 共同収容開始時期等については、ケーブル建設受委託契約申込みをご提出いただいた後、別途調整させていただきます。
7. 添付資料 別紙、ルート調査結果報告（一式）
8. 本件お問合せ先 NTT〇〇支店 〇〇部 〇〇〇〇担当
氏名：〇〇〇〇
連絡先：0000-0000

(別添3、別紙1)

別添3

東日本電信電話株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇 第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒000-0000
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇-0-00
〇〇〇〇株式会社
〇〇支店
〇〇〇部長 〇〇〇〇 印

地下管路等の共同収容に関する個別契約の申込みについて（依頼）

弊社地下管路等の共同収容調査依頼（平成〇年〇月〇日付〇〇号）に対する貴社回答（平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号）に基づき標記について下記のとおり申込みます。
なお、今後共同収容に必要となる、設計についても以下のとおり実施方、お願いいたします。
また、弊社土木工事実施にあたり、必要な立ち会い等がございますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 共同収容区間	〇〇線〇〇マホ-ル～〇〇とう道〇〇点	別添図面のとおり
2. 弊社管路取付け希望マホ-ル等	〇〇線〇〇マホ-ル（φ75mm1条） 〇〇とう道〇〇点（φ75mm1条）	別添図面のとおり
3. 共同収容開始希望時期	平成〇〇年〇〇月	
4. その他	①御社マホ-ルの取付け位置等については、平成〇〇年〇〇月を目途に下記までご連絡ください。 なお、詳細につきましては、御社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②本依頼事項に係る費用等については、御社から送付される請求書に基づき、記載されている支払期限までに支払うことといたします。 ③別添図面で表示した区間について、ケーブル建設に係る調整に入らせていただきますとともに、今後必要となる対応につきましては、御社に御一任させていただきます。	
5. 本件に関する弊社窓口	〇〇〇株式会社 〇支店〇〇部 担当者 〇〇〇〇 T E L 0000-0000 F A X 0000-0000	

別紙1

ルート調査結果

区間	区 間	距 離 (m)	可・否	設備区分	ハ-フダ [※] 外採用	共同収容できない理由 等
1	〇〇とう道A点～〇〇とう道J点	456.5	可	とう道	◎	
2	〇〇とう道J点～△△とう道A点	120.5	可	とう道	◎	
3	△△とう道A点～東幹J 2MH	48.9	可	管路	◎	
4	東幹No. 2MH～東幹J 3MH	59.8	可	管路	(*)	
5	東幹No. 2MH～東幹J 4MH	84.5	否	管路		現時点でケーブル収容可能な空きなし
6						
7						
8						
9						

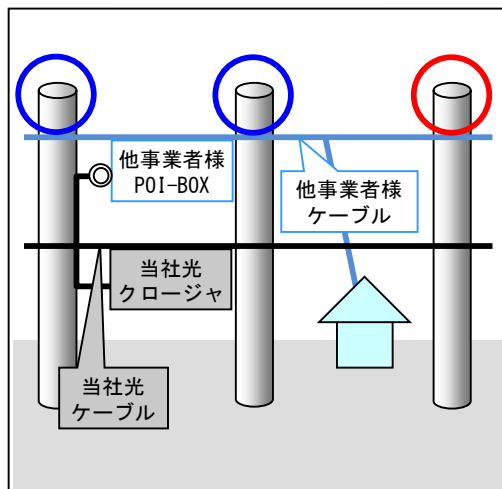
IV-1 電柱のご利用について

当社では、電柱上への線条及び装置の添架について、下図に示されている、相互接続に必要な「義務的提供」をはじめ、それ以外の「一般提供」についても、他事業者様に線条等を添架する電柱上のポイントを開放し、ご利用いただいております。

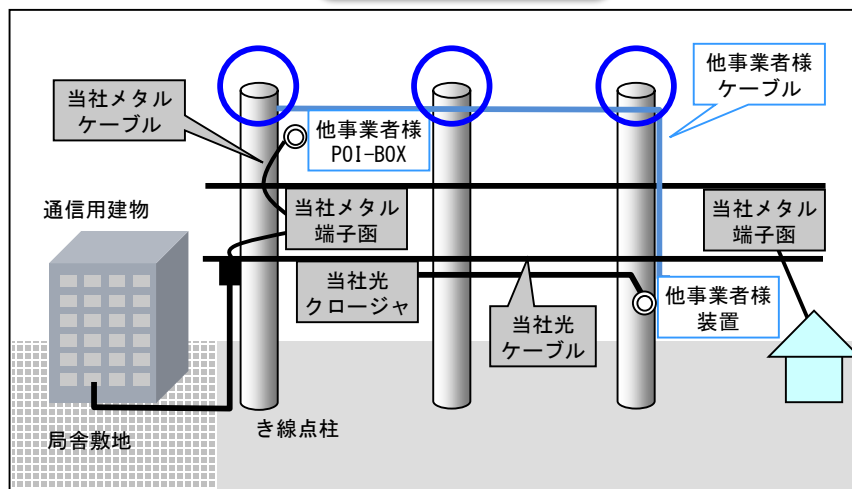
義務的提供となる電柱添架の例

【凡例】 ○ 義務的提供となる電柱添架ポイント ○ 一般提供となる電柱添架ポイント

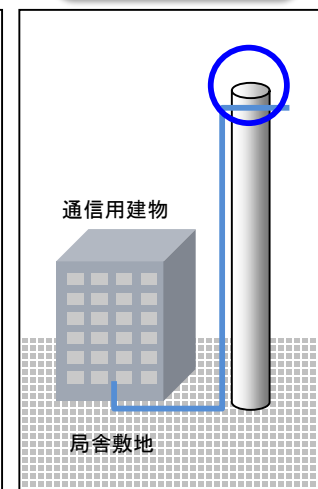
光引込線



FTTR



局舎敷地内電柱



解説

義務的提供となる電柱添架の定義・範囲は以下のとおりです。以下の定義・範囲に該当しない場合は、一般提供として取り扱います。

【定義】

以下①②のいずれかの要件を満たす電柱添架については、義務的提供として取り扱います。

①電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置する。

②通信用建物内に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置する。

(接続約款〔第10条の13〕)

【範囲】

接続事業者が当社の第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱※

※FTTRであれば、VDSL装置、POI-BOX、及び両者を接続する電気通信回線設備を設置するために添架することが必要な電柱。光引込線であれば、POI-BOXを設置するために添架することが必要な電柱。(H19.3.30情報通信審議会答申)

IV-2 電柱添架のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社をご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する電柱に現に空きがない場合^{※1}
- 希望する電柱を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合^{※1}
- 希望する電柱に改修又は移転計画がある場合
- 添架を希望する区間に地中化の計画がある場合
- 当社の技術基準^{※2}に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

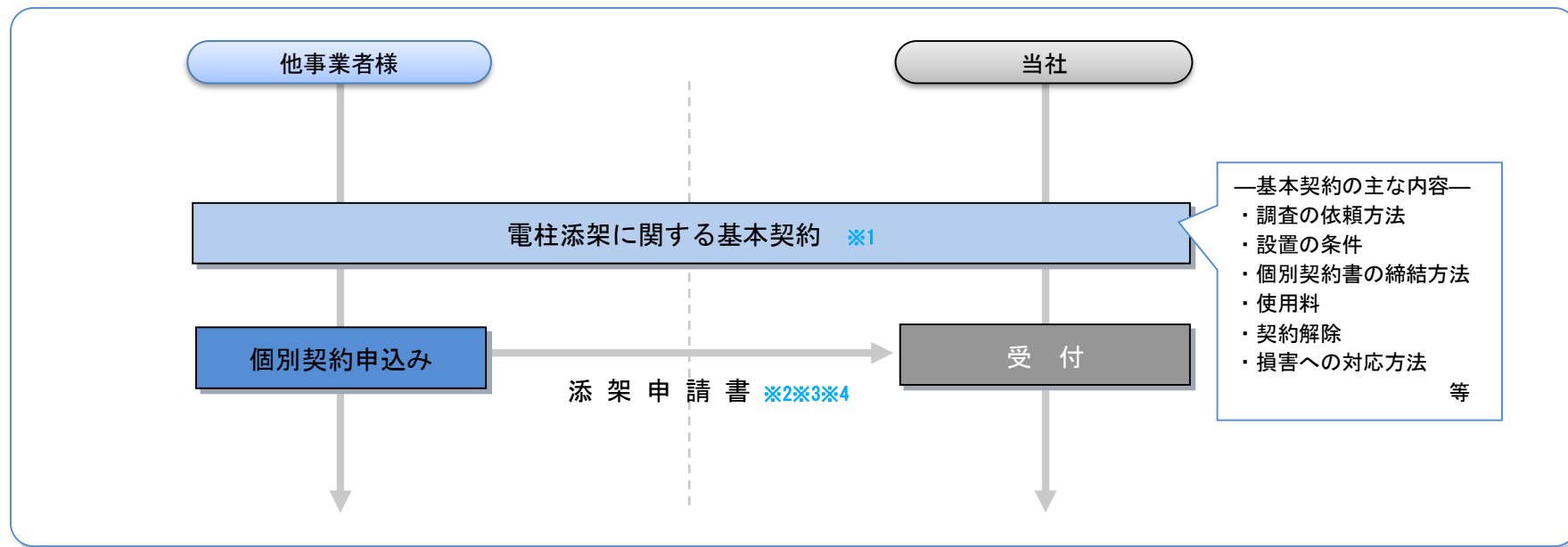
解 説

※1 「空きがない（なくなる）場合」とは、（i）添架スペース（他添架設備との離隔）を確保できない場合
（ii）添架申請ケーブル等により電柱強度の許容範囲を超える場合

※2 「（参考）電柱に関する当社の技術基準」（P. 106）をご参照ください。

IV-3-① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み

個別区間協議の期間を短縮するために、初回お申込みの際に「電柱添架に関する基本契約 ※1」を締結します。個別のご利用に関するお申込みは、「添架申請書」により行っていただきます。

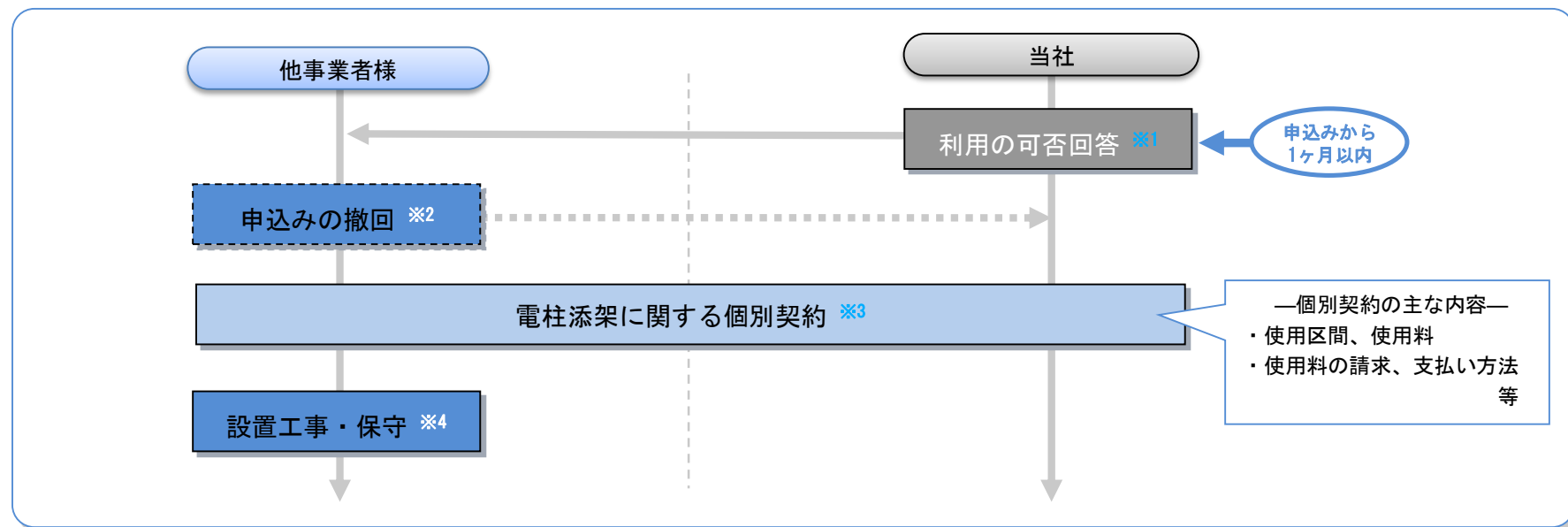


解説

- ※1 「電柱添架に関する基本契約書」は、義務的提供と一般提供それぞれ締結させていただきます。
- ※2 ①必要事項は次のとおりです。
 - ・ご希望の場所又は区間（地図での明示と電柱番号の記載も併せてお願いします）
 - ・設置を予定されている他事業者様設備の概要（添架線外径等）
 - ・ご希望の利用開始時期と期間
 - ・その他調査の際に考慮が必要な事項②本申請書の提出によって、個別契約申込みの意思表示とさせていただきます。
- ※3 添架申請は下記URLからインターネットでの申請も可能です。
アクセスURL： <https://swu.setsubi-info.ntt-east.co.jp/webTenga/select/show>
- ※4 義務的提供区間に係る電柱添架申請の場合のみ、当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置することを証明するもの及び接続構成図を提示いただきます。

IV-3-② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結

添架申請書の提出（個別契約の申込み）から1ヶ月以内に、当社にご希望の電柱がご利用可能かどうかの回答をいたします。また添架可否回答後、個別契約を締結させていただきます。



解説

- ※1 電柱添架の申込みについては、電柱強度や線条間の離隔等について、申込みのあった全電柱を対象に一体的に確認する必要があると考えられることから、申込みのあった全電柱について、一括申込みがあったものとして取り扱わせていただきます。申請された複数の電柱のうち、一部電柱に添架否のものが含まれる場合には、他の全ての電柱について、一体として「添架否」と扱うこととします。また、インターネットにより添架申請いただいたものに対する回答は、電子メールによる回答となります。
- ※2 添架申請を撤回される場合、義務的提供の電柱添架については、当社からの利用の可否回答の前後に係らず違約金を適用させていただきます。提供不可であると回答した電柱については、違約金を適用いたしません。
- ※3 ご希望の電柱について利用の可否、及び費用等について回答します。利用可能の場合には、個別契約を締結します。ご利用条件（P.103）をご参照ください。
 - * 利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
 - * 電柱設置場所での現地調査を実施した場合は、現地調査にかかわる費用を別途いただきます。
 - * 回答は申請量に応じて1ヶ月を超過する場合があります。
 - * 個別契約はご利用区間毎に締結します。
 - * 義務的提供の電柱添架において、当社からの利用の可否回答後、3ヶ月以内に個別契約を締結いただけない場合は、添架申請を撤回されたものとみなします。
- ※4 ケーブルの設置工事、及び保守は他事業者様で実施していただきます。

(参考) 電柱に関する当社の技術基準

電柱に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

1. 添架線条について

- (1) 線種は、ケーブル又は絶縁電線とします。
- (2) 線条の線路電圧電流は、100V以下かつ15A以下とします。

4. 添架荷重等について

認定電気通信事業者が添架する線条の風圧荷重等は、既存電柱設備の構造物強度（一束化設備を含む）を超えないことを基本とします。

2. 通信線との離隔について

当社通信線との添架線条（付属機器含む）の離隔は、30cm以上とします。

ただし、当社及び既存添架事業者の承諾を受けた場合、又は設置しようとする架空電線（付属機器含む）が、当社通信線及び既存添架事業者の設置した架空電線に係わる作業に支障を及ぼさず、かつ損傷を与えない場合はこの限りではありません。

以下の場合には該当しないこととします。

- (1) 既設架空電線との一束化する場合で、かつ付属機器の設置場所が異なる場合
- (2) 当社の承諾を得て突き出し金物で指定の位置に設置する場合

5. 不平衡荷重の防止について

認定電気通信事業者は、添架する線条において、既存電柱設備に対し不平衡荷重を発生させない措置を確実に実施する必要があります。

6. 付属機器の設置について

中継器、分配器等の付属機器を設置する場合は、当社設備及び既存添架事業者設備（当該設備における建設・保守工事、通信等を含む）に影響を及ぼさない範囲とし、電柱側面（支柱等含む）から1m以内の空間には設置しないこととします。

なお、形状・質量等については、個別に協議させていただきます。

7. お客様への引込線について

認定電気通信事業者が引込線等を設置する場合は、電柱側面から1m以上の離隔を確保した柱間から引込むこととします。

3. 架渉位置について

添架線条（付属機器を含む）の架渉位置は、基本的に当社通信線（引込線を含む）の上部とします。

なお、コンクリート柱の場合は、電柱頭部から15cm以内には添架しないこととします。

8. その他

上記1～7項の詳細及びその他の条件・基準については、個別に協議させていただきます。